事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表(案)

改正案 現行 11 確定拠出年金運営管理機関関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 11-4 監督実務 11-4 監督実務 11-4-4 法定帳簿等の雷磁的方法による保存の要件 11-4-4 法定帳簿等の雷磁的方法による保存の要件 (1) 法第101条に規定する帳簿書類については、次の①、②の要件 | (1) 法第101条に規定する帳簿書類については、次の①、②の要件 を満たす場合は主務省令第11条第4項に定める「加入者等の保護」 を満たす場合は主務省令第11条第4項に定める「加入者等の保護 上支障がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法によ 上支障がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法によ り保存が認められる。 り保存が認められる。 ① 電磁的方法による保存のための要件となるもの ① 電磁的方法による保存のための要件となるもの イ~へ (略) イ~へ (略) ト 内部監査等に対応できるシステムとなっていること (特に、 ト 内部監査等に対応できるシステムとなっていること。 監督当局の立入検査に際して、翌々日までに書面による法定帳 簿のアウトプットが可能な体制にあること。)。 チ~ヌ (略) チ~ヌ (略) ② マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの ② マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの イ~へ (略) イ~へ (略) ト 内部監査等に対応できる体制となっていること。 ト 内部監査等に対応できる体制となっていること (特に、監督 当局の立入検査に際して、翌々日までに書面による法定帳簿の アウトプットが可能な体制にあること。)。 チ (略) チ (略) (2)・(3) (略) (2)・(3) (略)